

### 傷害保険内容事項

立川市軟式野球連盟を契約者とする傷害保険で、連盟管理下の軟式野球の試合を保障します。  
連盟管理下の試合とは原則として**当年度(2025年)令和7年3月16日午前0時から1年間から**  
休日、土曜日に立川市及びその周辺で行われる試合を連盟管理下の試合とします。  
それ以外の試合については事前にご連絡ください。

**1. 保障内容** 軟式野球の試合、練習及び行事参加による通常経路の往復途上の、  
障害事故について保障します。

**2. 保障金額** 死亡保障：1158千円、入院日額：1,500円、通院日額1,000円  
後遺障害は政府労災の障害等級に準じた100%～4%の割合で支払われます。  
手術給付金は手術内容により入院日額の10倍～5倍が支払われます。  
事故発生日より入院は180日、通院は180日間のうち90日が限度です。

**3. 保険期間** 当年度(2025年)3月16日 午前0時より

**4. 保険料** 1チーム10,000円です。又、追加登録の際の保険料は不要です。  
総会の日に支払い、又は連盟の口座に振り込みにて送金してください。  
◆振込先：りそな銀行 立川支店 普通預金 1740865  
※振込の際は必ずチーム名を入れてください。

**5. 申込書** 選手登録届を申込書とします。  
総会の時に提出されないチームは保障手続のため3月20日迄に、  
下記の書類送付先にFAXしてください。

**6. 書類送付** 契約引き受け保険会社の代理店事務所で書類の受付を行います。  
〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-4-11 フайнビル3階  
株式会社ジェヌイン 榎本宛

**7. 連絡先** 三井住友海上火災保険(株)代理店 株式会社ジェヌイン  
担当：榎本茂晴（携帯電話 090-4815-1598）  
TEL 042-533-4405  
FAX 042-533-4406

以上